

岩手県告示第 154 号

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 44 条第 1 項の規定により、平成 19 年度前期技能検定を次のとおり行う。

平成 19 年 3 月 2 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 技能検定の実施職種

- (1) 1 級及び 2 級 造園、金属熱処理（一般熱処理に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、数値制御旋盤、数値制御フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、放電加工（数値制御形彫り放電加工及びワイヤ放電加工に係るものに限る。）、鉄工（製缶に係るものに限る。）、建築板金、仕上げ（金型仕上げ及び機械組立仕上げに係るものに限る。）、ダイカスト（コールドチャンバダイカストに係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、産業車両整備、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、石材施工（石張りに係るものに限る。）、とび、左官、築炉、タイル張り、畳製作、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、表装、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げに係るものに限る。）、写真、フラワー装飾
- (2) 3 級 造園、機械加工（普通旋盤、フライス盤及び平面研削盤に係るものに限る。）、機械保全（機械系保全に係るものに限る。）、電子機器組立て、フラワー装飾
- (3) 単一等級 路面標示施工

2 技能検定の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
実技試験	平成 19 年 6 月 11 日から同年 9 月 16 日までの間において別に通知する。	別に通知する。
学科試験	平成 19 年 7 月 29 日、8 月 26 日、9 月 2 日、5 日、9 日のうち別に通知する。	

- 3 受検手続 受検申請書を平成 19 年 4 月 3 日から同月 13 日までに岩手県職業能力開発協会に提出すること。
- 4 その他 詳細については、岩手県商工労働観光部労政能力開発課又は岩手県職業能力開発協会（盛岡市大通三丁目 2 番 8 号岩手県金属工業会館内）に問い合わせること。